

入間市児童発達支援センター条例 制定要旨

1 経緯

国は、「第5期障害福祉計画等に係る国の基本指針」において、令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置することを基本としています。また、市民からは、相談支援専門員を配置した障害児支援の拠点の設置要望があり、入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画において、令和2年度中に児童発達支援センター1か所の設置を目標としています。

これらの経緯のもと、平成29年度から庁内関連課の連携会議を設置して、入間市の児童発達支援の現状と課題について検討を開始し、平成30年度は、専門的な視点からの意見を聴取するため、入間市児童発達支援センター設置検討委員会を設置しました。設置検討委員会での検討内容を踏まえ作成した、児童発達支援センター事業計画案について、児童福祉審議会及び障害者福祉審議会に意見を聴取し、令和元年7月、児童発達支援センターが果たす役割や機能、実施する事業を定めた入間市児童発達支援センター事業計画を策定しました。この計画の実現に向けて、令和2年度に児童発達支援センターを設置するに当たり条例の整備が必要となることから、本案を提案するものです。

2 趣旨

心身の発達に遅れ又は障害のある児童とその家族に、発達の段階に応じた切れ目のない支援を行うため、児童発達支援センターを設置したいものです。

3 設置の場所

入間市健康福祉センター内

4 条例で定める主な事業の内容

(1) 児童発達支援

就学前児童を対象に、日常生活動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

(2) 保育所等訪問支援

児童が集団生活を送る場所で適応に向けた支援を行い、施設職員と保護者に助言等を行います。

(3) 障害児相談支援

児童福祉法に基づくサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援を行います。

(4) 計画相談支援

障害者総合支援法に基づくサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援を行います。

(5) 基本相談支援

子育てや発達に関する相談を、内容を限定せずに受け、傾聴や助言、関係機関の紹介やつなぎを行います。

(6) 日中一時支援

重度心身障害児等が利用できる日中一時支援（一時預かり）を行い、家族のレスパイトケアを図ります。

(7) 地域支援事業

障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域の連携体制を構築します。

(8) その他、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

5 休所日及び利用時間（入間市児童発達支援センター条例施行規則第2条）

条例第6条の休所日は、次のとおりとし、利用時間は、午前9時から午後6時までとします。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

6 利用定員（入間市児童発達支援センター条例施行規則第3条）

条例第7条の1日当たりの利用定員は、次のとおりとします。

- (1) 児童発達支援 26人
- (2) 日中一時支援 5人

7 費用負担

利用者は、国が定める基準等により算定した費用の額を負担することとします。

8 施行期日

令和2年4月1日

9 入間市健康福祉センター条例の一部改正について

附則において、この条例の施行にあわせ、入間市健康福祉センターに児童発達支援センターを併設する規定を追加するとともに、所要の改正を行うため、「入間市健康福祉センター条例」の一部を改正します。